

平成28年度 第6回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

平成29年3月21日（水）13：00～14：00
福岡市役所本庁舎15F 講堂

2 出席者

(委員) 村上委員長、池内委員、楠委員、サーズ委員、笹山委員、田中委員、
堤田委員、南原委員、藤本委員、八尋委員
(事務局) 経済観光文化局 重光局長、合野理事、高島理事、
横内国際経済・コンテンツ部長、藤田総務部長、
三笠にぎわい振興課長、内藤国際経済課長、
姉川プロモーション推進課長、
深澤にぎわい振興係長、東島
道路下水道局 井上路政課長
住宅都市局 中野みどり運営課長
保健福祉局 日高食品安全推進課長
博多区 薄維持管理課長
中央区 倉岡道路適正利用推進課長

3 議題

- (1) 会議の公開について（非公開）
- (2) 商業地域エリア再選考の実施状況について
- (3) 各審査結果及び最終候補者について（非公開）
- (4) その他（非公開）

4 議事

(1) 会議の公開について（非公開）

(委員長)

議事の1、会議の公開について審議を行います。

今回、個人情報に関わるものが多く、また、委員の皆さんのが自由に発言をするという権利もあります。その意味では、全て公開というのは非常に難しいと考えていますが、一方で委員会の透明性も問われておりますので、一部について公開しようと今のところ考えております。

議事2の「商業地域エリア再選考の実施状況について」の概要に関わるところについては、公開と考えておりますが、この方向でよろしいでしょうか。

(全員同意)

(委員長)

それでは、その方向で進めさせていただきます。

それから、毎回そうですが、屋台基本条例第28条に基づき、皆さん気が知り得た情報、あるいは非公開の情報について、守秘義務のほどよろしくお願ひします。

(全員同意)

【報道関係者入室】

(2) 商業地域エリア再選考の実施状況について

(事務局)

報道機関の皆さんに入室していただきましたが、会議の公開につきましては、議事2「商業地域エリア再選考の実施状況について」を公開とし、議事3「各審査結果及び最終候補者について」以降は、審議内容から非公開とされましたので、あらかじめご了解くださいますようお願ひ致します。

それでは委員長、審議をお願い致します。

(委員長)

はい。それでは議事の「商業地域エリア再選考の実施状況について」に入りますが、その前に2点ほどご報告がございます。

まず、1点目ですが、天神地区公募の再検討について、ということで、前回の委員会で決定をして、3月3日付で市に提出した答申をお配りしておりますので、後ほど目を通していくだければと思います。

2点目は、天神地区で合格をしている9名のうち再選考に応募されなかった1名の方から申入書が届いております。選定委員会でも一応取り上げるということにしておいますので、その内容について事務局からご説明をお願い致します。

(事務局)

はい。ただいま委員長からご説明されました通り、天神地区すでに合格をされている9名のうち、再選考に応募されなかった1名の方から、選定委員会宛に申入書が提出されております。概要につきましては、天神地区で合格を取り消された6名よりも、すでに合格をしている人を優先すべき、との内容で、具体的には不正の無かった合格者た

ちの順位繰り上げを求めるとき記載された申し入れでございます。この取り扱いにつきましては、後ほど審議をお願いしたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

内容については後で議論させていただければと思います。

それでは本議題に入ります。「商業地域エリア再選考の実施状況について」です。資料の1を見てください。まず1のところですが、再選考の流れについて、ということで、3月1日に選定委員会でどういう方向で行うか決定しました。3月3日に対象者に募集案内を送付しまして、3月6日から10日まで受け付けを行いました。1次審査の筆記試験の実施、1次審査通過者の決定、また2次審査の面接審査実施につきましては、天神地区の審査部会に前回委任をしておりましたので、内容について委員からご説明いただきたいと思います。

(委員)

3月1日の第5回屋台選定委員会において、商業地域エリア、天神地区については再選考を実施する、副組合長から指導を受けた6名については合格を取り消す、すでに合格の決まった9名については合格とする、できるだけ速やかに営業候補者を決定し、営業開始に支障がないようにする、ということを決めました。

それに則りまして、3月3日に天神地区再選考の対象者50名に対し、募集案内及び試験問題の対象範囲を送付し、18人の応募がありました。内訳については、まず合格を取り消された6名、これは副組合長の助言・指導が影響したことが考えられる方々になりますが、その6名のうち5名が応募されました。それから当初の公募で不合格だった35名のうち11名が応募されました。さらに、すでに合格が決まっている9名のうち、2名が応募されました。

3月14日に1次審査の筆記試験を実施しまして、同日に審査部会を開催し、1次審査通過者を決定しております。副組合長の助言・指導が影響したかもしれない30点分についての筆記試験ということになりますが、応募者18名のうち17名の方が受験され、1名が欠席でした。3月14日当日に採点いたしまして、2次審査に進む13名を決定しました。

3月16日に2次審査の面接審査を実施しまして、同日最終候補者の案を決定しております。そして、本日の第6回屋台選定委員会において、最終候補者を決定するという流れで進めております。

詳しく説明いたしますと、1次審査の筆記試験の試験範囲については、選定委員会で組合長の不適切な行為が影響したと認められた部分の30点分について実施しております。範囲については、次のページに別紙という形で掲載しており、この部分について試験を実施しております。

試験問題は5択、それから穴埋め方式、記述式等の出題で30点を満点としております。再選考の1次審査の成績については、今回筆記試験を実施した部分の得点を、当初

公募の1次審査成績のうち、該当する部分の配点に置き換えた得点を成績としております。なお1次通過者の数については、2次審査で逆転の可能性がある順位までできるだけ多くの人を面接したいと考えて13名としております。

その1次審査の30点満点の結果ですが、最高点が29点、最低点が19点、平均が25.9点となりました。2次審査は13名のうち、今回初めて1次審査を通過された6名を対象に、当初公募の応募時と同種の質問等で構成し、面接を行いました。当初の公募において、面接審査を受験済みの7名については、当該成績をそのまま使用しました。

評価基準については、当初公募時に提出された営業計画書の内容について質疑を行うということで実施しました。計画の実現性や信頼性、応募者の意欲などを確認し、加点減点を行っております。面接の流れとしては1人15分程度、最初に応募動機を3分程度お話しいただき、次に営業計画書に関する質問を各審査員が行い、最後に1分程度審査員への自由なメッセージを言ってもらうという形をとりました。最終的には1次審査と2次審査の成績を合算したものを最終成績とし、2次審査通過者を決定しました。最終候補者については議事3で審議いただくことになっております。説明は以上です。

(委員長)

それでは、今ご説明のありました概要について質問があるという方は、お願いしたいと思います。

(委員)

確認ですが、1次審査通過者の13名の中には、合格を取り消された6名の方も入っているんですよね。

(委員長)

はい。含まれております。

(委員)

2次試験の面接の部分はその6名は受けなくて、7名が面接を受けられたということでおろしいでしょうか。

2次審査で面接を受けられたのは6名であるっていうことは、7名のうち1名は受けなかったということですか。

(事務局)

事務局からご説明いたします。資料にございますが、13名が1次審査を通過され、その中に、合格を取り消された6名のうち再選考に応募された5名、すでに合格が決まっている9名のうち再選考に応募された2名、5人と2人合わせて7人、その方々はすでに当初の選考の際に面接を受けておられます。今回初めて再選考で面接を受けられた方が6人ということです。

(委員長)

他にご質問はありますでしょうか。

(委員)

確認ですが、合格が決まっている方、これはもう一度受けていいということだったんでしょうか。

(委員長)

前回の委員会の決定というのは、すでに合格をした方には現時点のポジションは保証すると。保証してあげて、チャレンジしてよろしいですよと。

(委員)

チャレンジすると場所が変わることですか。

(委員長)

上に上がる人が出てくる可能性があるということです。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他にございませんか。なければ議題3に入りたいと思います。

ここからは非公開になりますので、記者の皆さんには、すみませんが退場をお願いいたします。

(事務局)

報道各社のみなさま、ここまでのご清聴ありがとうございました。ここからは非公開になりますので、速やかにご退出をお願い致します。

【報道関係者退出】

(3) 各審査結果及び最終候補者について（非公開）

(委員長)

それでは議事を進めさせていただきます。事務局から資料が配布されましたので、確認をお願いします。

(事務局)

ただいま資料2「各審査結果及び最終候補者について」と、別紙「商業地域エリア再選考審査結果」をお配りいたしました。よろしいでしょうか。

先ほどの申入書についてご説明いたします。申入書は3月7日付で、福岡市屋台選定委員会宛に届いております。申し入れされた方は、天神地区の公募において合格が決まっている9名のうち、再選考に応募されなかった1名の方です。

申し入れの趣旨としましては、副組合長の添削指導を受けた6名の合格を取り消したのだから、不正の無かった方たちの順位繰り上げを強く求めますとの内容です。

申し入れされた人の思いとしましては、「選定委員会委員による不適切な行為がなけ

れば自分が高順位で合格した可能性があった」、「希望の場所があつたけれども実際には別の場所を選ばれた」、「合格者も再選考に応募できるということだが、試験結果次第では自分よりも成績が下位だった者や不合格者に、自分が希望した場所を奪われる可能性があり、そのような結果では納得できない」という内容でございます。内容としては以上でございます。

(委員長)

委員会でも前回議論しておりますが、6名の不合格を決定する際に完全にクロであると判定できるのであれば、上位9名を希望場所に移動させるということも考えられるということで議論させていただきました。

結果としては完全にクロとは言えず、今ある場所を挑戦場所として開放しようということで、委員会で決定して再選考を実施しました。

今回の申し入れとしては、9名を上に上げるべきであるという内容であると理解しております。

ただ、私たち委員会としても、しっかりと議論をした上で決定をするということになりますので、できれば全員からの意見を踏まえて、どのように扱うのか決定したいと思います。順にお願いします。

(全委員予定通りでよいとの意見)

(委員長)

そうしましたら、申入書は審査に全く影響のない形で進めていくということで決定します。

それでは、審査を行った内容をさらに詳しくご報告をしていただきたいと思います。

(委員)

資料2の説明の前に、別紙2の審査結果をご覧ください。この表は各審査の最終的な成績となっております。

左側から当初公募時の応募番号、そして1次審査の成績、2次審査の成績、順位、審査部会意見概要を記載しております。例えば順位が1位の方の1次審査の欄を見ると、今回は30点分の□点で、副組合長による不適切な影響を受けなかった70点分の得点と合計すると合計点数は□点ということになります。また右側の成績の欄の、2次審査、面接結果の加点減点は□点になりますので、最終成績は点数が□点、順位は1位という結果になります。

同様に、受験者17名の筆記試験の結果を、当初公募の1次審査のうち当該30点部分に置き換えてみると、このような結果になります。色の区分については、白地の5名は、合格を取り消された6名のうち再選考に応募された方です。青地の2名は、既に合格が決まっている9名のうち、再選考に応募された方ということになります。そして黄色地の6名の方は、当初公募で不合格になって今回受験された方になります。

今回初めて面接試験を行った6名については、全員評価できる部分はありましたが、

屋台をしたいという強い印象を受けた者があまりおらず、全体的に新しい取り組みや新たな視点による提案は少ないと感じました。

また、面接審査実施

済みの7名に関しては、当初公募の面接結果をそのまま使用しております。最終的には、2次審査を受けた方で不合格者の中から2名が新たな合格者ということになりました。

また、既合格者2名のうちの1名の方は、合格して順位を上げたため、新たな場所を選択できる可能性があります。もう1人の既合格者の方は、2次審査通過者に選定されませんでしたので、合格は保証されていますが、現在の場所での営業ということになります。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

また□は合格を取り消された後、再選考の申し込みが無かったため、不合格となっております。□は筆記試験を欠席されたため不合格となっております。

そして資料2を見ていただきたいのですが、1次審査の考え方としては、公共の空間で屋台を経営する上で必ず知っておくべき事や、運用上の誤りやすいこと、市民が屋台をどう思っているか、などを聞いております。これは、事前に配布した資料を基に、問題の作成をし、審査は審査部会で確認し採点を実施しました。

2次審査、面接についてですが、審査方法としては、全員の面接終了後、審査部会全員で議論し、加点減点を決定しております。加点減点の判断は審査基準の項目ごとに行いまして、総合評価として営業に対する意欲や計画の信頼性等を確認しました。

それから、最終審査については、合格を取り消された6名については5名が応募、うち4名が2次審査通過、既合格者9名については2名が応募、うち1名が2次審査通過、当初公募で不合格だった35名については11名が応募、うち2名が2次審査を通過とし、計7名を2次審査通過者としました。

以上の結果、不合格者2名が新たに合格者となり、そのうち1名は現屋台営業者の方ということになります。それから既合格者のうち1名は場所変えの可能性が出てきているということになります。それから合格を取り消された後再選考に応募した5名のうち1名の方が不合格になるという結果になりました。

(委員)

概要をさらに詳しく説明していただきましたが、皆さま方もこの結果を見て非常に微妙なところがあるだろうと感じられたと思います。というのは□と□の方ですね、0.1点差で合否が分かれてしまっている。こういう状況をどう判断するかということをしっかりと議論してもらった上で決定をしたいと思います。まず合格を取り消されて再度応募をされた方については、私たちも面談をしておりますが、面談した中で、再挑

戦しますという意欲を示された方が多かったという状況です。その意味で申し上げますと、むしろトータル点数が高かった方のほうが、今回の試験に関しては若干低い点数になっています。例えば

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載しておりません。

この方の場合は、2次審査の面接の際に

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載しておりません。

ただ、実際にお会いして話を聞いていると、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載しておりません。

中でも話がでました。

結果的にこの点数の30点部分を見ていただくと、

入試と同じで、やはり点数の差というのは、0.1点でも重さはあるんじやないかということが、審査部会でも話に出ました。

その辺りも含めまして、委員の先生の方から、どのように考えていくべきなのかということをご意見賜りたいと思いますので、順番によろしいでしょうか。

(委員)

今回も改めて丁寧に審査をされた結果の数字だと思っておりますので、しっかり納得をしております。

(委員)

私も同じ意見で、とても厳正に審査していただいているということを強く感じておりますので、どこかでラインを引かないといけませんので、よろしいのではないかと思います。

(委員)

この判断で良いと思います。

(委員)

この結果で良いと思います。

(委員)

この審査結果でよろしいかと思います。

(委員)

非常に難しい審査だと思いますが、しっかりいろんなことを考慮していただいているので、この結果で良いかと思います。

(委員)

この結果で結構ですけれども、最終成績の差が0.1点ということで、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

だからその辺りがとても苦慮されたと思います。最終的にこの結果で結構だとは思いますが。

(委員)

付け加えさせていただきますと、

ということがありました。面談した中でいくと、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる
恐れがある情報については、掲載しておりません。

面接というのは非常に難しくて、その時に本当に力を出された方と出せなかつた方の差というのはやっぱり違っているので、

それと、後ほど追加で話したいと思いますが、当初の公募で不合格となり、応募された方々は若い方です。非常に挑戦したいという思いは強くて、ただ私たちが話を聞くと、急遽応募すると決めたので、計画性が整理されてなくて、もっとちゃんととしたプランニングをすると面白いことができるのではないかという方でした。そういう意味で、次回ぜひとも再チャレンジしてほしい、しっかりプラン立ててくださいということを審査部会の意見としました

(委員)

良いと思います。

(委員)

皆さん本当によく勉強されていまして、順位が低い人が上に上がって、高い人が下がったということで、非常に激戦になったのは事実だと思います。ただし、私どももこの0.1点で非常に苦慮しまして、何度も見直しもしましたし、検討もいたしましたが、やはり順位といたしましてはこれでお願いしたいところで決定した次第です。

(委員長)

皆さま方のご意見を聞いておりますと、一応原案通りでよろしいということで確認させていただければと思います。ただ、次回以降、最後にもう一度皆さまにお諮りしようと思っていますが、今回やってみて、やはり試験制度とか、ヒアリングとか、どういう魅力を作るかとか、いくつかのステップに分けてそれぞれ評価しなおしていたらもっと違う結果が出たかもしれないという印象はあります。今回は、応募者に記入していただ

いた計画書を委員が評価をして、1次審査を通して、2次審査に入ったということです。その中で申し上げますと、天神地区の方は、割と文章をしっかりと書かれている方が多かったということで、そこでの点数差があまりつかなかつたと。場所があれば挑戦してもらいたいと思いますが、今回は15箇所という場所しかございませんので、その中で決定をしないといけないというのが、我々委員会としても苦渋の選択をいたしました。すぐに次の募集というのは無いと思いますが、3年以内に開かれる可能性もないわけではないと思いますので、そういう時に再挑戦をするようなアナウンスをしていきたいと思っております。

(4) その他（非公開）

（委員長）

それでは情報公開に関して事務局からご説明をお願いします。

（事務局）

情報公開に関して、前回の選定委員会でもご報告いたしましたが、委員会からのご意見を踏まえ、市でも今回の屋台公募選考に関する情報の公開範囲を拡大することによつて選定過程の透明さを高め、説明責任をしっかりと果たしていきたいとの方針を説明させていただきました。具体的な時期については、その時に申しておりませんでしたので、ご報告いたします。

まず1つ目、第1回から第3回までの選定委員会の資料等につきましては、明日3月22日より公開範囲を拡大し公開してまいります。2つ目としまして、当初の選考結果のご本人への成績開示につきましては、明日3月22日より受け付けを開始しまして、後日準備ができ次第速やかに開示をしてまいります。3つ目としまして、再選考に関わる第4回から第6回目の選定委員会の資料及び審査の関係資料、そして今回使用した筆記試験の問題、それから再選考に関わる応募者本人の成績開示、これらの資料につきましては、開示制度を整理いたしまして、それができ次第早い時期に公開をしたいと考えております。

（委員長）

次回以降を考えた時に、もう少し検討すべき余地があるということで、私から提案をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の屋台公募は初めてということで、模索しながらやってきた部分があるかと思います。今回募集をする際に、一番素案にあたるものは事務局で用意をしていただいたもので審議をしました。審査過程を経る中で、例えば一番分かりやすい例は、収支計画を立てなさいという部分がありますが、本当に大ざっぱな書き方をする方が多くて、よく考えますと、どの場所に出るかによって売り上げが変わってくるということもあって、どこか特定の場所を指定して「この場所であなたが営業したとしたら、どういう収

支になりますか」というような問い合わせ方が良いのかもしれませんと思います。

透明性が担保されていないというようなご指摘もありますので、できるだけ透明性を担保するやり方に変えていくということも必要であると思われます。第3回の委員会の時に、天神地区と中洲地区で評価が違うというご意見もありましたが、これも時間がもう少しあれば調整できた可能性もあると思います。ただ、非常に時間がタイトな中でしか今回できなかつたので、統一基準ではできなかつたこともあります。その意味では、審査期間の長さをどう決めたらいいのか、それも検討すべき案件だらうと思います。

それから、委員からもご指摘いただきましたけれども、構成メンバーをどうするのかといったことも今回組合長が問題を起こしてしまいましたが、その辺りも含めて検討する余地があるのであれば、委員会で再度皆さんにお諮りをして、市に答申案という形で申し入れをしたいと、現時点では考えております。その辺りも考慮していただき、もしこういうところが改善できるのではと、実際感じられた部分がありましたら、ぜひ事務局の方に申し入れをしておいていただけすると、私たちの方でもさらに整理をして、皆さま方にもう一度お諮りをしたいと思っております。現時点では4月に向けての営業を何とかうまく実現していきたいということで事務局も頭がいっぱいだと思いますので、ある程度落ち着いた後、皆さんに集まつていただきまして、審議を進めさせていただければと思っております。

今日お話ししたことは、この後記者会見の場で皆さんに説明をして、今回の選定は終了とさせていただき、次回以降に向けて取り組むということで、本委員会の進み方を確認して終わりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(全員同意)

(委員長)

ありがとうございます。それでは私の方で用意をしておりますのは、これで終了になります。事務局から何かござりますか。

(事務局)

はい。では事務局の方から、先ほど最後に委員長のご提案ということで、今回初めての公募に関して、色々な出来事がございましたし、我々事務局としても検証をきちんとしていくかなければいけないと思っていたところでございます。私どもの方も色々なものを整理して、大変お忙しい中恐縮でございますが、選定委員会を開催させていただき、ご意見を賜りたいと思っているところでございます。その際には、事前にご意見を賜りまして、事務局で委員の皆さま方のご意見などをまとめながら、順次進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

(委員長)

それでは、他に何かございますか。

(委員)

この委員会は、このメンバーでいつまでやるという決まりはないんですか。

(事務局)

はい。この選定委員会の委員の任期につきましては、3年間ということになっております。先ほど委員長から言われましたように、一度今回の公募の改善点などについてご意見をいただき、事務局でも対応してまいりたいと考えております。

(委員)

それで結構ですが、委員が人事のことと色々と質問されていますよね。委員をもう一度決めなおして、選考するということになるんでしょうか。

(事務局)

選定委員会の構成につきましては、条例に規定されておりますので、選定委員会からのご意見ということで賜りまして、議会にもご報告をさせていただき、議会のご意見を聞いた上で対応してまいりたいと考えております。

(委員)

分かりました。

(委員長)

一応今日ご用意しております案件はこれで終了させていただければと思います。ありがとうございました。